

教育委員会定例会事項書

令和4年10月24日(月)
9:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北野委員

2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

3 議題

- 議案第 42号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案
議案第 43号 専決処分の承認について（令和4年度三重県一般会計補正予算（第4号）
（教育委員会関係））
議案第 44号 訴訟事件の処理について

4 報告題

- 報告 1 令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について
報告 2 令和5年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の実施について
報告 3 令和5年度三重県職員（航海士・機関士）採用選考試験の実施について
報告 4 令和5年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載
試験の実施について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和4年10月5日（水）

開会 9時30分

閉会 9時44分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 富樫委員

4 採択議案の件名

議案第41号 職員の人事異動（市町立小中学校）について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第42号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年10月24日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料の調整を行う職及びその額)	(給料の調整を行う職及びその額)
<p>第一条の二 (略)</p> <p>2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、当該職員に適用される調整基本額に調整数一を乗じて得た額とする。</p>	<p>第一条の二 (略)</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第一に掲げる調整基本額（その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に調整数一を乗じて得た額（地方公務員法（昭和一十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十ハ条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第七条第一項第四号において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児毎時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による毎時間勤務をしている職員（以下「育児毎時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に勤務時間条例第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り</p>

		捨てた額)とする。
3	次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額に調整数一を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。	
一	地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号。以下「地公法」という。）第十一一条の四第一項又は第十一一条の五第一項若しくは第十一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数	
二	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成十三年法律第二百十号。以下「育児休業法」という。）第十一一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）勤務時間条例第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）	
三	育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数	
4	前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。	
一	次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一に掲げる額	
二	前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一の二に掲げる額	

	5 第一項及び第二項の規定による給料の調整額並びに前項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。 (教職調整額の支給)	第八条 (略)	第八条 (略)
2 第八条 (略)	2 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二条の二第一項の規定により支給する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。 (時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)	2 地方公法第二十一一条の四第一項又は第二十一一条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二条の二第一項の規定により支給する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。 (時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)	2 第十二条 (略)
3 第十二条 (略)	2 条例第十八条第三項及び第四項の規則で定める時間は、休日勤務手当の支給される日が属する週において、職員が休日勤務手当の支給される勤務を命じられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号。以下「勤務時間規則」という。)第三条第三項に規定する週休日の振替等をいう。)により勤務時間が割り振られたときにおける次の各号に掲げる時間とする。 一一一(略)	2 条例第十八条第三項及び第四項の規則で定める時間は、休日勤務手当の支給される日が属する週において、職員が休日勤務手当の支給される勤務を命じられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号。以下「勤務時間規則」という。)第三条第一項に規定する週休日の振替等をいう。)により勤務時間が割り振られたときににおける次の各号に掲げる時間とする。 一一一(略)	3 第十二条 (略)
1 附 則	3 附 則	3 附 則	3 附 則
8 (条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)	8 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第一条の二第四項の規定の適用について は、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、	8 (条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第一条の二第四項の規定の適用について は、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、	8 (条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第一条の二第四項の規定の適用について は、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、

給料表 職給統表	一級	職務の 級		調整基本額
		一級	二級	
高等学校等教育 教育職給料表	一級	一級	一級	二、〇〇〇円
	二級	二級	二級	一、一〇〇円
	三級	三級	三級	九、一〇〇円
中学校・小学校 教育職給料表	四級	一級	一級	一、五〇〇円
	五級	二級	二級	六、八〇〇円
	六級	三級	三級	八、一〇〇円
	七級	四級	四級	九、九〇〇円
	八級	五級	五級	九、九〇〇円
	九級	六級	六級	九、九〇〇円

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項の改正規定は公布の日から施行する。
(定義)
- この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 令和三年改正地方公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）をいう。
 - 令和五年旧地公法 令和三年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）をいう。
- 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。
- 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十一条の四第一項に規定する短時間勤務の職を含める暫定再任用職員をいう。
- 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十一条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二项の規定により採用された職員をいう。
- 旧地公法再任用職員 この規則の施行前に、令和五年旧地公法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
- 令和四年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十八号）をいう。
- （改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規定における暫定再任用職員に関する経過措置）
暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後

- の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（以下「改正後の支給規則」という。）第一条の二第三項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の支給規則第一条の二第三項及び第四項の規定を適用する。
- 5 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第十二条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める暫定再任用職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十一号）による改正前の職員の定年等に関する条例第三条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の支給規則第一条の三及び前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に調整数一を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の支給規則第一条の二第三項第一号に定める数を、同項第一号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を給料の調整額として支給する。
- 6 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- 一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第二号に掲げる職員を除く。）施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
- 二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとした場合に令和四年改正給与条例の規定による改正前の給与条例（次号において「令和五年旧給与条例」という。）及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則第一条の二第一項の規定を適用したこととしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- 三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。）施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則第一条の二第一項の規定を適用したこととしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
- ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地公法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧地公法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）
- （離則）
- 7 附則第二項から前項までに規定するものは、この規則の施行に際し必要な経過措置は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規則に関する部分について、国に準じて規定を整備するものである。

2 改正内容

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員に対する給料の調整額に係る調整基本額を定める。
- (2) 給料月額7割措置の適用を受ける職員に対する給料の調整額の具体的な額の算定方法を定める。
- (3) 暫定再任用職員に対する給料の調整額に関する経過措置を定める。
- (4) その他規定を整備する。

3 施行期日

令和5年4月1日（一部公布の日）から施行する。

【参考】給料月額7割措置の適用を受ける職員に対する給料の調整額の額の算定方法について

給料の調整額は給料月額の水準を基に額が設定されているため、給料月額と同様に60歳前の職員に支給される額の7割とする。

議案第43号

専決処分の承認について（令和4年度三重県一般会計補正予算（第4号）
(教育委員会関係)）

令和4年10月19日急施を要したため、別紙のとおり令和4年度三重県一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和4年10月24日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

令和4年度三重県一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

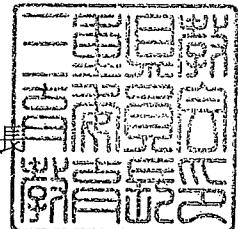
これが、この議案を提出する理由である。



教委第17-759号
令和4年10月14日

三重県知事 一見 勝之 様

三重県教育委員会教育局



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく
教育委員会の意見について

令和4年10月14日付け総務第07-86号で照会がありました、令和4年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」については、原案に同意します。

【事務担当：教育委員会事務局教育財務課 Tel 059-224-2943】

写

総務第07-86号
令和4年10月14日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県知事 一見 勝之



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく教育委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に定められた「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」について、令和4年定例会に提出する議案を作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部財政課 野呂 (PHS 5212)

令和4年度三重県一般会計補正予算(第4号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	23,147,857	900	23,148,757
	小学校費	53,472,718	—	53,472,718
	中学校費	29,629,705	—	29,629,705
	高等学校費	33,599,384	—	33,599,384
	特別支援学校費	13,506,759	13,000	13,519,759
	社会教育費	409,563	—	409,563
	保健体育費	595,879	—	595,879
合 計		154,361,865	13,900	154,375,765

歳出補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内 容
教育総務費 就学前教育の質向上事業費	80,513	900	81,413	公立幼稚園の送迎バスに安全装置を設置することによる増額
特別支援学校費 特別支援学校スクールバス等運行委託事業費	501,275	13,000	514,275	県立特別支援学校の送迎バスに安全装置を設置する費用の増額